

北区まち・ひと・しごと創生 総合戦略

平成 28 年 (2016 年) 3 月



北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたって

このたび、平成 27 年度を初年度とする 5 か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

この総合戦略は、区の人口の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」を基礎としながら、「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けて重点的・効果的な施策をまとめたものです。北区人口ビジョンで定めた目指すべき将来の方向や将来人口の推計を踏まえ、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につないでいくことを目的としています。

日本全体では、2008 年をピークに、すでに人口減少時代に入っています。北区の人口はここ数年、増加傾向にありますが、将来は人口減少が予測されていることから、将来に向け活力ある北区を維持し、未来へつなぐ取り組みを一層進めていく必要があります。また、地方創生に向けた取り組みが本格化してくるなか、地域の実情に応じ、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進していくことが求められています。

平成 27 年 3 月に策定した「北区基本計画 2015」とあわせて、北区の特徴を生かし、創意工夫を重ねた施策を展開し、区民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成してまいります。また、人口減少という課題解決に取り組むためには、国や東京都、他区市町村との連携・協力も不可欠であることから、他自治体との友好関係を築き、相互発展・共存共栄を図る取り組みを推進してまいります。

総合戦略の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、各種団体の代表、公募区民の皆さまからなる検討会において議論を重ね、「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」として答申をいただきました。また、検討会とともに設置しました検討部会や、区議会をはじめ、パブリックコメントなどで区民の皆さまからいただいたご意見を踏まえながら、策定いたしました。ご意見・ご提案をいただきました皆さま方に、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

なお、総合戦略の推進にあたっては、区民の皆さまをはじめ、区議会、各種団体の皆さまとの更なる連携が不可欠です。今後ともなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

東京都北区長 花川 與惣太

目 次

1. 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	1
(1) 北区版総合戦略の考え方	1
(2) 北区版総合戦略の目的	1
2. 計画期間	2
3. 基本目標の設定	3
4. 基本目標の達成に向けた施策の方向と具体的な施策	4
基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする	4
施策の方向(1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	4
施策の方向(2) 子育てしながら働く世帯の支援	6
施策の方向(3) 住宅の供給・住環境の整備・居住支援	8
基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する	10
施策の方向(1) 女性が活躍する環境づくり	10
施策の方向(2) 若者の就労支援・定着化	11
施策の方向(3) 高齢者の健康づくり・いきがいづくり	12
施策の方向(4) 地域で支えあうしくみづくり	14
基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る	17
施策の方向(1) 新たな産業の展開	17
施策の方向(2) 創業・起業支援	18
施策の方向(3) 生活サービス産業の育成	20
基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する	22
施策の方向(1) 「にぎわい」・「地域生活」の拠点整備	22
施策の方向(2) 防災まちづくりの推進	24
施策の方向(3) 地域資源を生かした文化・観光施策の推進	27
施策の方向(4) 北区の個性や魅力の発信	29
基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める	31
施策の方向(1) 他自治体との連携・協力・交流	31
5. 推進組織の構築と客観的な効果検証の実施	33
6. 北区版総合戦略の改定	33

1. 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

(1) 北区版総合戦略の考え方

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題として、平成 26 年 11 月にまち・ひと・しごと創生法を制定しました。

このまち・ひと・しごと創生法では、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営めることや、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児に希望を持てる社会が形成されること、仕事と生活の調和を図れる環境の整備、また、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化による魅力ある就業の機会の創出や、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることなどを、基本理念として定めています。

このまち・ひと・しごと創生法に基づき、国は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国の長期ビジョン」という。）とともに、平成 27 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定しました。

そして、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期視点に立って取り組む必要があるため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し実行するよう努めるものとしています。

そこで北区では、区の人口の現状と将来の展望を提示した「北区人口ビジョン」を基礎としながら、5 か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめた「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「北区版総合戦略」という。）を策定しました。

(2) 北区版総合戦略の目的

北区版総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対し、人口減少に歯止めをかけ、年齢構成のアンバランスな状態を是正していくとともに、区民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成しながら、他自治体との友好関係を築き、共存共栄を図るために策定したものです。

また、北区人口ビジョンで定めた目指すべき将来の方向や将来人口の推計を踏まえ、生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30 万都市・北区」を未来につないでいくことを目的としています。

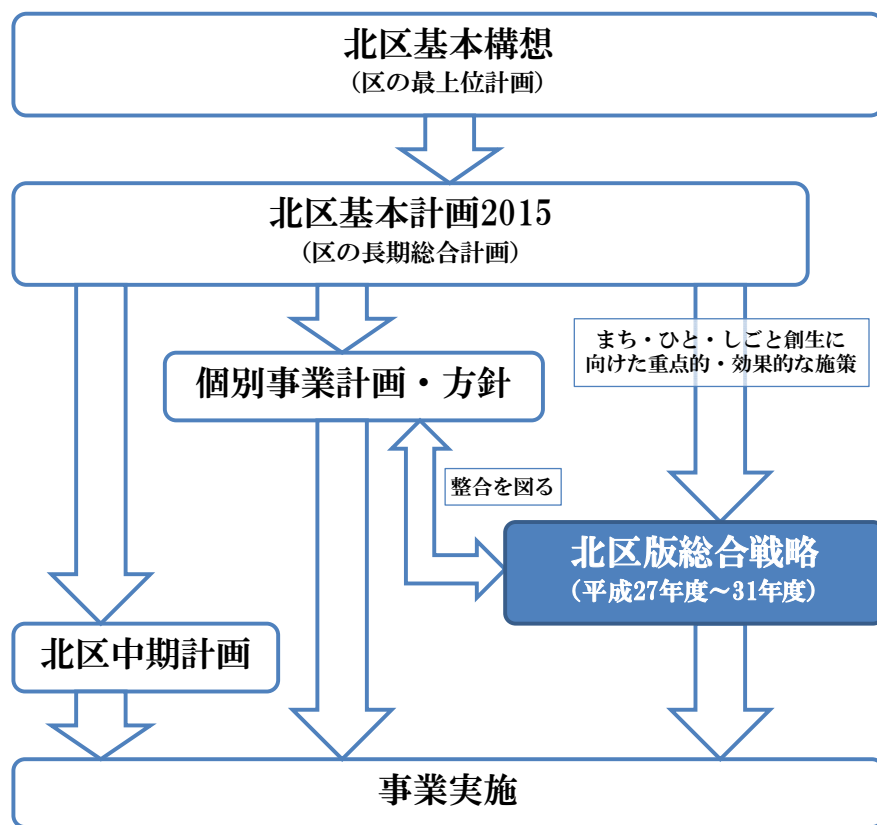
＜北区人口ビジョン「目指すべき将来の方向」＞

生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、
首都東京の自治体として「30万都市・北区」を未来につなぐ。

【目指すべき将来に向けた3つの視点】

- (1) 女性・若者・高齢者をはじめ、だれもが輝くまちづくり
- (2) 人と人がつながる きずなのあるまちづくり
- (3) 北区の魅力や新たな価値を創出するまちづくり

なお、北区版総合戦略は、国や東京都が策定した総合戦略を勘案しつつ、平成27年3月に策定した区の長期総合計画である「北区基本計画2015」から、5か年に取り組む「まち・ひと・しごと創生」に向けた重点的・効果的な施策を中心にまとめたもので、各種個別事業計画や方針との整合を図りながら策定しました。



2. 計画期間

国の総合戦略は平成27年度を初年度とする5か年の計画となっていることから、北区版総合戦略の計画期間も国の総合戦略と同じ期間になるよう、平成27年度から平成31年度の5か年としています。

3. 基本目標の設定

北区版総合戦略を策定するにあたり、北区人口ビジョンで定めた「目指すべき将来の方向」及び「目指すべき将来に向けた3つの視点」を踏まえつつ、平成27年度を初年度とする5か年の総合戦略を推進する上での基本的考え方を、4つの基本方針としてまとめました。

＜北区版総合戦略の基本方針＞

1. 「生まれる」「つながる・ひろがる」「支える」きずなづくりを区民とともに推進
区民の参画と協働のもと、新たな担い手の育成とともに地域の見守りや支えあうしくみづくりを推進し、きずなのある地域社会を構築します。
2. 「生まれ・育ち・住んで良かったと思える」北区の魅力や価値を創出・発信
地域の魅力や誇り・愛着の再発見とともに、子育てファミリー層・若年層の定住化を促進するため、北区の子育て支援をはじめ、区の個性や魅力をシティプロモーションによって区内外へ戦略的・効果的に発信します。
3. 「まちの新陳代謝が活発化する」東京の北の拠点を構築
2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、人や産業の交流を推進し、活発化させ、にぎわいのある駅周辺のまちづくりを促進します。
4. 「区民との良好なパートナーシップ」のもと、国・東京都・事業者との適切な連携・協力
区民、市民活動団体、事業者等の主体性・自発性を促進するとともに、適切な事務事業の分担や財源措置を国や東京都に求め、連携・協力して着実に推進します。

この基本方針を、北区版総合戦略の施策を貫く基本的な考え方としながら、北区版総合戦略を構成する5つの政策分野を定め、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定します。

＜北区版総合戦略の政策分野＞

- 基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする
- 基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する
- 基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る
- 基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する
- 基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める

4. 基本目標の達成に向けた施策の方向と具体的な施策

基本目標Ⅰ 「子育てするなら北区が一番」をより実感できるようにする

これまでも「子育てするなら北区が一番」を掲げ、様々な子育て支援施策等に取り組んできました。今後も、北区で子どもを生み、育てたい、子育てがしやすいと、より実感できるようにすることを目指します。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう産前産後のサポート、保育ニーズに対応する保育所待機児童解消など、産前からの切れ目のない子育て支援を強化・推進するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境整備の促進や、子育てファミリー層・若年層の定住化に向けた住宅の供給・住環境の整備・居住支援を行います。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
合計特殊出生率	1.20 (平成 26 年)	1.35 (平成 32 年)
子育てファミリー層・若年層 (20～49 歳) の人口 【住民基本台帳】 ※国立社会保障・人口問題研究所が 行った北区の将来人口推計 平成 32 年: 133,667 人	148,325 人 (平成 27 年 1 月 1 日)	146,000 人 (平成 32 年 1 月 1 日)
子育ての環境や支援への満足 度を「4」または「5」と答えた割合（就学前の子どもの保護者） 【子ども・子育て支援に関する ニーズ調査】	50.2% (平成 25 年 11 月)	現状値より増加を目指す

施策の方向 (1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

○産前産後期における心身のケア、母と子の健康保持や育児相談、育児不安の解消など、母子に対するきめ細かなサービスを提供するとともに、子どもと保護者に関する相談体

制の充実を図ります。

- 子育て中の保護者が身近なところで気軽に集い、育児に関する情報提供や情報交換を行うことができるよう、居場所づくりと仲間づくりの場や自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取り組みを推進します。
- 子育て応援サイトを積極的に活用し、北区の子育てに関する情報を中心に集約、発信していくとともに、乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう、道路等の段差の解消や新規施設への赤ちゃん休けい室などの整備を進めるなど、子育てしやすい環境づくりを推進します。

＜具体的な施策＞

①産前産後サポート事業 【地方創生先行型事業】

産前産後期の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう早期においての母体と育児の支援の充実を図るため、ヘルパーによる家事支援や育児支援を提供する安心ママヘルパー事業や産前産後セルフケア講座を実施するとともに、民間の団体が行う産後デイケアの取り組みを支援します。

②子育て応援団事業

「子育てするなら北区が一番」の取り組みとして、全ての子育て家庭を見守っていくため、区の事業の情報提供や参加促進を行うとともに、同じ悩みを持つ親同士の交流や情報交換ができる場を設けるなど、妊娠時から出産、子育てにわたる切れ目ない支援を行い、子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子どもを産み育てやすい環境づくりを醸成し、子育て・親育ちへの支援を充実していきます。

③児童虐待未然防止事業

児童虐待の相談対応件数が増加する中、妊娠・出産・子育ての期間を通じて発生予防、早期発見・早期対応、子どもや保護者の支援について関係機関と密接に連携し、さらに取り組みを進めていきます。

④子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生世代の居場所機能を担う「ティーンズセンター」に移行します。

⑤放課後子ども総合プランの推進

小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあ

わせもつ総合的な放課後対策として、放課後子ども総合プランを推進します。

⑥出産・子育て応援事業「はぴママ・きたく」

妊娠中や出産後の不安を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時や出産後の機会に保健師等による面接を行うとともに、妊娠・出産・子育てを応援する育児グッズを配布します。

<事業化に向けて検討を要するもの>

●産後シェアハウスの調査研究

ひとり親家庭など、親族などから子育てのサポートを受けられない家族が、お互いに家事や育児を助け合いながら共同生活を行い、出産後の不安や負担を軽減する産後シェアハウスについて調査研究を行います。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
産前産後セルフケア講座参加者数	—	2,000 組
産後デイケア利用者数	—	450 組
子どもセンター設置数	—	15～17 カ所 （平成 32 年 4 月）
ティーンズセンター設置数	—	6 カ所程度 （平成 32 年 4 月）
妊娠届出時等に妊婦への面接を実施する割合	—	100%
放課後子ども総合プラン実施校	10 校	36 校 （小学校全校実施）

施策の方向（2） 子育てしながら働く世帯の支援

○保護者の就労形態の多様化や低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応した保育施設の整備に取り組み、待機児童ゼロをめざします。

○学童クラブを必要とするすべての児童が利用することができるよう、学童クラブの整備による定員拡大を図りつつ、学童クラブと放課後子ども教室の機能をあわせもつ放課後子ども総合プランを順次拡大し、総合的な放課後対策事業を推進していきます。

○企業や事業主に対し、仕事と家庭生活の両立支援に関して理解促進を図るために意識啓

発を行うとともに、育児・介護休業制度等が取得しやすい環境整備を促します。

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境の整備に向けて、国・東京都へ制度改善を要請します。

＜具体的な施策＞

①保育所待機児童解消

保育園等の利用を希望する全ての乳幼児が入園できるよう、定員の拡大を図り、安心して子どもを生み育てられる環境を整えていきます。

②学童クラブの定員拡大・充実

学童クラブを必要とする全ての児童が利用できるように、学童クラブを整備するなど定員を拡大するとともに、全クラブの育成時間の拡大に取り組みます。

③保育サービスの充実

多様な就労形態で働く保護者に対し、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育、延長保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に取り組みます。

④ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

区内中小企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援し、両立推進企業として認定するとともに、トップランナーとしてPRすることでワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図ります。

⑤ワーク・ライフ・バランス支援事業

区内の企業等にアドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案を行います。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
保育所待機児童数	160 人 （平成 27 年 4 月 1 日）	0 人
学童クラブ定員数	2,530 人	2,730 人
病児保育実施施設数	—	1 カ所
延長保育実施園数	44 園	54 園
ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定数	11 社	26 社
ワーク・ライフ・バランス推進 アドバイザー派遣件数	0 社	20 社

施策の方向（3） 住宅の供給・住環境の整備・居住支援

- 民間活力を活用し、子育てファミリー層や若年層をはじめ、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進し、良質な住宅ストックの形成を図ります。
- 公的賃貸住宅（都営住宅、都市再生機構住宅）の整備にあたっては、良質で多様なタイプの住宅整備を要請します。
- 居住世帯のない住宅（空き家など）については、危険な老朽空き家等に対して除却費用の一部助成を行うとともに、居住可能な空き家の有効活用についても検討していきます。
- 民間事業者との協働により、住宅等の整備にあわせ、周辺に緑地やオープンスペースの確保を求めるなど、より良い住環境の整備を誘導します。
- 北区に転入する子育て世帯・若年層への定住促進を検討していきます。
- 子育て世帯の居住水準向上と定住化の促進を図るため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。

<具体的な施策>

①地域で活躍する学生向け住宅の誘致

若年層の定住化を図るため、大学生に適した住宅の整備を誘導するとともに、入居する大学生に対して地域活動への参加を促進し、地域の活性化を図ります。

②老朽家屋除却支援事業

地震等の自然災害による被害や、管理不全な状態による事故を防止するため、危険な老朽空き家住宅を除却する費用の一部を助成します。

③居住可能な空き家対策

新たに設置する空き家相談窓口において、空き家に関する制度の案内や個別相談を実施することで、空き家の有効活用を促進します。あわせて、空き家等の実態把握を踏まえながら、居住可能な空き家対策を検討します。

④子育て世帯の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得をした場合や、高齢者等に配慮した三世代同居のための住宅を建設する場合に建設費等の一部を助成します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
学生向け住宅の誘致	—	誘致検討
老朽家屋除却支援件数	21 件	81 件
居住可能な空き家対策	—	調査・検討 （試行実施）
親元近居助成件数	274 件	1,174 件
三世代住宅建設助成件数	143 件	293 件

基本目標Ⅱ 「女性」・「若者」・「高齢者」の活躍を応援する

「女性」・「若者」・「高齢者」それぞれが夢や希望を持ち、自分らしく、いきがいを持ちながら働くことや地域での活動などを行うことができるような環境整備等を目指します。

国や東京都、ハローワーク等と連携しながら、多様な人材の就業・能力向上を支援するとともに、企業と女性・若者・高齢者とのマッチングの場を提供するなど、雇用の促進を図ります。

また、高齢者が生涯元気にいきがいを持って活躍できるまちづくりを推進します。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
女性(25～44 歳)の就業率 【国勢調査】	70.5% (平成 22 年 10 月)	74.0% (平成 32 年 10 月)
若者(20～34 歳)の就業率 【国勢調査】	75.6% (平成 22 年 10 月)	78.0% (平成 32 年 10 月)
高齢者(65 歳以上)の就業率 【国勢調査】	24.0% (平成 22 年 10 月)	27.0% (平成 32 年 10 月)
区政参画・地域活動への参加割合 【区民意識・意向調査】	14.6% (平成 25 年 6 月)	20.0% (平成 30 年 6 月)
65 歳健康寿命 【東京保健所長会方式】	男性 80.34 歳 女性 82.40 歳 (平成 25 年)	現状値より延伸を目指す

施策の方向 (1) 女性が活躍する環境づくり

- 就労・再就職・起業を希望する女性に対して、就労等に関する情報提供や講座等により支援を行います。
- 女性が妊娠・出産を機に離職せずにすみ、また、働く意欲を持つ子育て中の女性が多様な働き方を選択できるなど、子育てしながら働きやすい環境づくりについて、検討します。

<具体的な施策>

①女性の活躍推進応援塾 【地方創生先行型事業】

女性のさらなる活躍を推進するため、女性のキャリア・アップやリーダーシップ力

の向上等をテーマにしたセミナーを実施するとともに、女性が活躍する場面の一つである起業を支援する起業家支援セミナーを開催します。

②女性再就職支援事業

女性の再就職に向けて、区内及び区近隣の企業で働くための技術等の取得や、職場経験のブランクを埋める職場実習の機会を提供し、実習先での直接雇用に繋がります。

③ハローワークとの連携強化

ハローワークが実施するセミナーや職業相談等、就職支援事業における積極的なPRを行うとともに、就職面接会や相談会を連携して開催します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
女性のキャリア・アップセミナー参加者数	—	450 人
女性の起業家支援セミナー受講者を創業支援施設につなげた件数	—	15 件
女性再就職支援事業による再就職者数	—	55 人 （平成 28 年度末）

施策の方向（2） 若者の就労支援・定着化

○高校生や大学生をはじめ、若者の求職者に対して就職相談や面接会等を通してきめ細かな支援を行うとともに、仕事の定着化に向けた支援を行います。

<具体的な施策>

①高校生就職支援事業

高校生就職支援コーディネーターを配置するとともに、就職読本の配付や高校生の模擬面接を実施するなど、区内在住・在学の高校生への就職活動の支援を実施します。また、就職内定者の高校生に対し、就職するにあたっての心構えや社会人としての基本知識を学ぶための講座を開催します。

②大学生インターンシップ事業

大学1・2年生を対象に、就活前に社会を知る、内定を獲得する力を身に付ける、

自分に合った仕事を見つけるヒントを得るため、大学生の夏休みに 5 日間程度の職場体験を実施します。

③大学生を持つ保護者のためのセミナー

わが子が落ち込み就職活動をしない時、また、就職活動の現状と未就職になる傾向や改善策を知り、具体的なサポートができるよう、保護者を対象としたセミナーを開催します。

④若者向け就職支援セミナー

おおむね 39 歳までの方を対象に、人事に想いを伝えるための応募書類や面接のコツを学び、就職面接会に備えるためのセミナーを開催します。

⑤北区ジョブトライ事業

ビジネスマナー、コミュニケーション、OA 研修等の基礎研修を受けた後、地域企業に紹介予定派遣を行います。また、個別、就業フォロー、職場定着研修等も行い、就職に結びつけます。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
高校生模擬面接参加者数	383 人	983 人
大学生インターンシップ事業 実習数	30 人	155 人
大学生を持つ保護者のための セミナー参加者数	33 人	133 人
若者向け就職支援セミナー参 加者数	87 人	187 人
北区ジョブトライ事業による 就職決定者数	—	200 人

施策の方向（3） 高齢者の健康づくり・いきがいくづくり

○生涯にわたる健康づくりを推進するため、健康寿命の延伸をめざし、ライフステージに応じた総合的な健康づくり施策を推進します。

○だれもがいつまでも健康に暮らしていくために、生涯を通じて継続的な健康づくり、介護予防を一体的に推進します。

- 働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、国、東京都、ハローワーク等と連携して雇用促進を図ります。
- ボランティアや生涯学習、健康づくり、地域イベントなど、元気な高齢者に関する事業等の情報発信を強化し、社会参加やいきがいくりの支援を充実します。
- 高齢者がいきいきと活躍し、自ら輝くことのできる社会を目指した北区モデルの研究を行います。

＜具体的な施策＞

①シニア向け再就職支援セミナー

定年退職後の生活環境・雇用環境等の変化を踏まえ、年金や健康、家族・地域といった関係性を整理しながら、ライフプラン設計の考え方を習得させ、定年後の生活設計に必要な働き方を明確にすることで、就職活動の方向性を見出すセミナーを開催します。

②健康寿命の延伸プロジェクト

区民の健康寿命を延ばし、子どもから高齢者まですべての区民が元気でいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、減塩や禁煙、生活習慣の改善、ソーシャル・キャピタル¹の推進、運動や栄養など、健康づくりに関する様々な事業を展開します。

③元気高齢者支援事業

元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備し、活力ある地域社会を築いていくため、元気高齢者支援窓口の運営、高齢者いきいきサポーター制度の拡充を図るとともに、地域社会の支え手として高齢者の活力を活かした、就労やいきがいくりの支援に関する北区モデルの検討を行います。また、就労意欲のある高齢者に対して、ハローワークやシルバー人材センター等関係機関と連携し、就労・就業支援の充実を図ります。

¹ 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。物的資本(Physical Capital) や人的資本(Human Capital) などと並ぶ新しい概念。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
シニア向け再就職支援セミナー参加者数	—	150 人
健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる割合	24.8% （平成 25 年 6 月）	現状値より増加を目指す
高齢者いきいきサポーター登録者数	190 人	1,500 人
高齢者の活力を活かした北区モデルの検討	—	試行実施

施策の方向（4） 地域で支えあうしくみづくり

- 多様な世代や人々との交流、地域活動やボランティア活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。
- 区民が情報を共有化し、地域活動への参加のきっかけを作るため、ホームページをはじめとする多様なツールを活用し、積極的に地域情報を提供します。
- 地域コミュニティに対する関心を高めるとともに、地域活動への参加促進を図り、世代を超えた地域の人々の連帯意識を醸成します。
- 町会・自治会の加入促進や活動の担い手づくりを推進するとともに、地域を舞台に様々な活動を行うグループや団体などに対し、活動の場や情報提供を行うなどの支援を行い、自主的な活動を促進します。
- 地域課題に主体的かつ柔軟に取り組めるよう、町会・自治会、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街、学校などの様々な地域活動の担い手が連携・協力できるしくみや機会をつくるため、コーディネート機能の充実及びネットワークの基盤づくりを行います。
- ソーシャル・キャピタルの豊かな社会をめざし、地域のグループ活動や仲間づくりが活発になるよう、健康づくりの支援を通じた地域のきずな・つながりの強化に取り組みます。

<具体的な施策>

①北区版 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される北区の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

とりわけ、地域住民が共に支えあう地域づくりを進めるため、地域包括ケアシステム構築の中心を担う高齢者あんしんセンターの再編と機能強化を図るとともに、平成28年3月より開始予定の介護予防・日常生活支援総合事業において、既存の介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスに加えて、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して高齢者を支える体制を整備していきます。

また、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、在宅介護・医療連携の体制充実のための取り組みを推進していきます。

②地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために「北区きずなづくり月間」を設けるなど、地域のきずなを深める事業を推進します。また、町会・自治会のIT化なども視野に入れた地域情報の積極的な発信や加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組みます。

③地域見守り支えあい事業

単身高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、民生委員・児童委員、町会・自治会等の関係機関が連携し、一人暮らし高齢者等に対する見守りの充実を図ります。また、高齢者宅を定期的に訪問している民間事業者や日常的に利用する店舗等と協定を締結することにより、より一層の見守りの充実を図ります。

④コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域の福祉課題に総合的に対応し、地域住民とともに関係機関・団体と連携して課題の解決にあたるコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置します。

<事業化に向けて検討を要するもの>

●多世代が交流できるしくみづくり

子育てファミリー層や若年層と高齢者などが多世代で交流でき、相互に支援し支えあえる機会や場を提供するほか、民間による「多世代交流型住宅」の整備を誘導するなど、多世代が交流できるしくみの構築に向けた調査研究を行います。

●若者による区政・地域活動への参画機会の拡充

若者が区政や地域活動に積極的に参加し、主体的にまちづくりを推進していくことができるよう、区民参画の場の拡充や新たな参画手法を検討します。

●大学と連携した地域課題解決のしくみづくり

北区で新たな学部を開設する東洋大学をはじめ、包括協定を締結する大学等と連携し、教育、文化、産業、健康、環境、防犯・防災等の幅広い分野で複雑化・多様化する地域課題を解決するしくみを構築します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
担い手育成研修参加者数	—	600 人
町会・自治会等の見守り活動団体数	37 団体	87 団体
見守り協定業種数	4 業種	7 業種
コミュニティソーシャルワーカーの配置	—	1 カ所 （モデル配置・検証）
高齢者あんしんセンター設置数	15 カ所	17 カ所
介護予防・日常生活支援総合事業住民主体サービス実施団体数	—	34 団体

基本目標Ⅲ 「創造へのチャレンジ」によって、地域産業の活性化を図る

区内中小企業の新製品・新技術の開発や大学との連携等、さらなる成長に向けた取り組みを支援します。また、創業支援施設の運営やセミナーの開催等を通じて、起業・創業を促進するとともに、商店街や個店の活性化など、地域産業の活性化を図ります。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
付加価値額（企業単位） 【経済センサス】	695,589 百万円 (平成 24 年度)	現状値より増加を目指す
創業支援事業計画による創業者数	—	500 人
創業比率 【事業所・企業統計調査、経済センサス】	1.48% (平成 21 年-24 年)	東京都平均を目指す
イベントを実施している商店街数	42 商店街	現状維持を目指す

施策の方向（1） 新たな産業の展開

- 区内中小企業の技術力を高めるため、東京都立産業技術研究センターや大学等を身近な存在として浸透させ、連携を促進します。
- 中小企業の新製品・新技術開発を支援するため、国や東京都等が実施する支援事業も積極的に活用し、企業のレベルアップを図ります。
- 区内中小企業の継続的な発展を図るため、中小企業へのコンタクトを密にとり、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、一体的に行えるワンストップ相談窓口を設置します。
- 販路拡大コーディネーターや技術相談員を配置し、新たな販路開拓、新製品・新技術開発へと促進するため、交流会等を実施することによって区内ものづくり企業を連携させます。
- 北区において、戦略的に支援する成長産業分野や若手後継者について、その企業等のグループ化を図り、積極的に支援します。また、学生と企業の連携による技術・技能の承継を促進します。

＜具体的な施策＞

①大学連携による産業イノベーション創出事業

ものづくり企業の技術力を高めるため、セミナーの開催等大学とのマッチングを行い、産学連携の促進を図ります。また、大学等との共同開発研究に係る費用の一部を助成します。さらに、東洋大学と連携して、産学連携ワンストップ総合窓口を大学内に設置します。

②新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓による活性化を図るため、中小企業が行う新製品・新技術の研究開発に対し経費の一部を助成します。

③経営相談総合窓口・産産連携推進事業

区内中小企業の継続的な発展を図るため、専門相談員を配置し、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、訪問を中心としたワンストップ型相談窓口を設置します。また、定期的に交流セミナーを開催します。

④地域産業の技術・技能承継事業

区内企業等が有する技術・技能の承継による地域産業の活性化を図るため、ものづくり企業における若手後継者のグループ化を図ります。また、学生と企業の連携による技術・技能承継を支援します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
大学等との共同開発研究助成件数	2 件	12 件
新製品・新技術開発支援助成件数	16 件	31 件
産産連携を推進する交流セミナー開催回数	—	57 回

施策の方向（2） 創業・起業支援

○区民にとって魅力があり地域に密着している個店をはじめ、区民が主体となり地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスなど、生活関連産業に対してきめ細やかな支援を実施します。

- 区内における起業を支援するため、セミナーや相談事業を実施します。あわせて、区内の開業率を高めるため、創業支援施設「ネスト赤羽」の機能について、区内関連施設の状況や経済情勢を踏まえさらなる充実を図ります。
- 商店街の集客力を高めるため、空き店舗に若手起業家を誘致し、商店街の活性化に取り組みます。

＜具体的な施策＞

①コミュニティビジネスの推進

区民が主体となり、地域課題をビジネス手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みを支援します。担い手の育成・事業継続を支援するとともに、中間支援機能の充実及び活動拠点を整備します。

②ネスト赤羽運営事業（創業支援施設）

区内の事業活動の活性化を目的に、これから事業を起こそうとする起業家に対して、専門家のアドバイスとともに小規模オフィスを提供し、地域に根ざしたビジネスの創出を生み出します。

③チャレンジショップ支援事業

区内空き店舗等を活用して、小売業等を行う起業家に対し、店舗賃貸料の一部を補助するとともに、専門家を派遣して助言・指導を行います。

④創業支援事業計画の推進

国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者と連携して、創業希望者に対して、窓口相談、起業セミナー、インキュベーション事業²等による支援を実施します。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●大学と連携したベンチャー支援

地域に根差した大学と連携して、IT・ロボット・ヘルスケア分野等におけるベンチャー企業を支援します。

² 起業家の育成や新しいビジネスの創出を支援する事業。インキュベーションとは、英語で「卵などがふ化する」という意味。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
コミュニティビジネス中間支援機能	—	充実
チャレンジショップ支援助成件数	21 件	31 件

施策の方向（3） 生活サービス産業の育成

- 地域の人口特性の変化に積極的に対応できる魅力ある個店となるよう、消費者ニーズを調査し、効果的なセミナーを開催するとともに、消費者と個店との交流の場を設けます。
- 地域住民の暮らしを支えるため立地特性に応じた商店街等の取り組みを支援します。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。

<具体的な施策>

①北区街なかゼミナールの開講

魅力ある個店づくりを推進するため、地域の消費者に対して商店主が講師となり、専門的な知識・情報等を伝えるゼミナールを開講し、消費者と個店との交流の場を設けます。

②商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街の機能強化やにぎわいを再生・創出するため、アドバイザーを派遣し、商店街として進んでいく方向性や具体的取り組み等を盛り込んだ 5 か年計画の策定及び計画に基づく事業実施を継続的に支援します。

③外国人ウェルカム商店街事業

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、大学と連携し、商店街の外国人観光客の集客及びおもてなし方法の具体的方策を検討し、支援するとともに、無料公衆無線 LAN の整備、ホームページやマップの外国語版作成に係る費用の一部助成等を実施します。

④商店街顧問アドバイザー派遣

商店街が自ら考え活動を行っていく基盤づくりを促進するため、商店街に専門家をアドバイザーとして派遣します。

⑤子育て世帯対象プレミアム付き区内共通商品券の発行支援

北区商店街連合会による子育て世帯対象のプレミアム付き区内共通商品券の発行・販売を支援します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
北区街なかゼミナール開講回数	—	4 回
商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業助成商店街数	6 商店街	11 商店街
外国人ウェルカム商店街事業助成商店街数	—	10 商店街

基本目標Ⅳ まちづくりの一層の推進を図り、北区の個性や魅力を発信する

十条駅や王子駅を中心とした駅周辺のまちづくりとともに、木造住宅密集地域の整備事業等の防災まちづくりを推進します。

また、北区が有する個性や魅力をシティプロモーションにより戦略的・効果的に発信するとともに、文化や観光を通じた新たな個性や魅力を発掘・創造します。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
快適で魅力あるまちづくりの推進	—	—
バリアフリーのまちづくりの推進	—	—
滞在人口（休日）	611,000 人 (平成 26 年)	現状値より増加を目指す
北区の認知度 (北区を詳しく知っている又はある程度知っている割合) 【都市イメージ調査】	17% (平成 26 年 6 月)	現状値より増加を目指す
住みたい街ランキング (関東・行政市区) 【民間不動産・住宅情報サイト調査】	43 位 (平成 27 年)	30 位以内を目指す

施策の方向 (1) 「にぎわい」・「地域生活」の拠点整備

- 赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺を、商業、業務、文化機能などが集約した「にぎわいの拠点」として整備するとともに、区内の鉄道駅周辺を、生活利便施設の集積・集約の誘導などにより、地域の利便に資する「地域の生活拠点」として整備します。
- 大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導します。あわせて、防災機能の向上や高齢者・ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進めます。
- 老朽化した区役所庁舎の建て替えに向け、準備を進めます。

○王子駅周辺やナショナルトレーニングセンター周辺における国家戦略特区の区域計画事業認定を目指します。

＜具体的な施策＞

①王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺におけるまちづくりのグランドデザインを策定するとともに、「にぎわいの拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進します。

②赤羽駅周辺のまちづくりの促進

赤羽駅東口周辺における地域住民主体の「にぎわいの拠点」や住環境等の整備に向けたまちづくりとともに、東洋大学との新たな連携について、積極的に支援し、事業化を促進します。

③十条駅周辺のまちづくりの促進

十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差化を視野に入れた「十条地区まちづくり基本構想」をもとに、地域住民と進めるまちづくり手法等について検討し、駅西口及び東口地区について事業化を促進します。

駅西口地区については、市街地再開発事業により、駅前広場や道路、駐輪施設の整備を図っていくため、再開発組合等の活動支援を行います。

また、町会・自治会、商店会等を中心に運営する十条地区まちづくり全体協議会の活動支援を継続し、協議会を構成する地区内の三つの大学が連携したまちづくり活動についても支援します。

④東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した跨線橋の架替えにあわせて駅前広場等の整備やバリアフリー化を実施し、「にぎわいの拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進します。

⑤板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導などを進め、「地域の生活拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進します。

⑥浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、公共施設の整備や学校施設跡地の利活用、駅前広場空間の検討を総合的に実施し、「地域の生活拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進しま

す。

⑦赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、周辺市街地の公園、道路等公共施設の整備を推進します。

⑧新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、人にも環境にもやさしく、区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる開かれた新庁舎を整備します。

⑨バリアフリー基本構想の推進

誰もが利用しやすい生活環境の実現に向けて、「北区バリアフリー基本構想」（全体構想及び地区別構想）を策定し、区内の連続的かつ面的なバリアフリー化及びところと情報のバリアフリーを推進します。

⑩自転車ネットワーク計画の策定

道路の幅員や利用状況に応じ、自転車道や自転車レーンなどの整備手法と安全性・利便性向上の視点から選定した自転車ネットワーク計画を策定します。

<事業化に向けて検討を要するもの>

●国家戦略特区を活用したまちづくり

国家戦略特別区域法に基づき提案を行った「スポーツ特区」及び「王子駅周辺まちづくり特区」について、区域計画事業の認定を目指すとともに提案事業の積極的な展開を図ります。

施策の方向（２） 防災まちづくりの推進

○延焼遮断帯、避難路として都市計画道路などの幹線道路を整備するとともに、その沿道建築物の不燃化の促進や無電柱化を推進します。また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

○防災上、住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域では、建築物の耐震化や不燃化、主要生活道路の整備、オープンスペースの確保などを進め、地域の課題改善に努めます。また、住民と区で話し合いながら、地区の実情に応じた地区計画などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちへ計画的に誘導していきます。

○災害時に甚大な被害が想定される地区などについて、住宅市街地総合整備事業などの防

災まちづくり事業を導入し、防災性の向上に努めます。

- 地震による建物倒壊、火災などの危険性が特に高い十条、西ヶ原、志茂地区について、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業により防災性の向上を進めます。
- 十条駅西、志茂地区については、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度の活用や、特定整備路線沿道建築物の不燃化を促進し、地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ防災性の向上を加速させます。
- 平成 32 年度（2020 年度）末の耐震化率 95%をめざすべき指標として、木造住宅やマンションへの耐震化助成など、民間住宅の耐震化を促進します。
- 災害時において、緊急時の交通網となる河川を利用した水上交通の活用を推進するとともに、その拠点として、防災船着場の整備を推進します。
- 国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策、雨水流出抑制や、急傾斜地などの崩落による災害の未然防止や情報提供、適切な避難などの安全対策に努めます。

＜具体的な施策＞

①都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から住民の生命・財産を守るため、避難道路周辺を不燃化促進区域に指定し、一定の基準に適合する燃えにくい建物の建築費等を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させます。

②防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図ります。また、効率的かつ効果的に事業を推進するため、家屋移転補償等にも順次取り組みます。

③木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を加速するため東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」では、地域危険度が高いなど特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、区と連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進を行うこととしています。

「不燃化特区」の指定を受けた地区において、従来の防災まちづくり事業に加え、新たな支援策を活用し木密地域の不燃化を図ります。

特に十条駅西地区では、不燃化特区内の建替えや共同化を促進するため、専門家等による相談を受ける等、不燃化の取り組みを支援する拠点施設「都区共同相談窓口」

の設置を行います。また、志茂地区では、地区計画に位置付けた主要生活道路等の迅速な拡幅整備を進めるため、沿道建築物の不燃建替えに対し、従来よりも手厚い助成事業を実施しています。

④木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図ります。

⑤マンションの耐震化の促進

新耐震設計基準以前に設計された分譲マンションについて、耐震診断・設計・改修費の一部を助成、賃貸マンションについては、耐震診断の一部を助成し、耐震化を促進します。

⑥緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道にある建築物について、耐震化に必要な支援を行います。

⑦公共防災船着場の整備

東京都防災船着場整備計画に基づき、スーパー堤防等の整備に合わせ、災害時に水上輸送基地となる防災船着場を整備します。

⑧集中豪雨等対策事業

都市化の進行や局地的な集中豪雨により発生する川の溢水、内水氾濫に対し、公共施設や公園、道路に雨水の流出抑制施設の整備を行います。

⑨風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業

大雨等による水害からの自主的な避難等自助力の向上を推進するため、自主避難施設の検討・整備、垂直避難施設の確保及び定期的な避難訓練を行います。また、土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域におけるハザードマップの作成及び配布を行うとともに、擁壁工事や住宅等改修の助成を行います。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
都市防災不燃化の促進	1 路線継続 5 路線 1 地区調査	1 路線 1 地区終了
木造民間住宅耐震改修・建替え助成件数		
改修	290 件	790 件
建替え	99 件	199 件
マンションの耐震化助成件数		
分譲マンション	13 件	57 件
賃貸マンション	2 件	17 件
緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成件数		
耐震改修	1 件	18 件
建替え	—	6 件
公共防災船着場（志茂）	—	整備完了
雨水流出抑制施設整備個所数	9 個所	14 個所
土砂災害ハザードマップ	—	作成・配布
バリアフリー基本構想	—	策定

施策の方向（3） 地域資源を生かした文化・観光施策の推進

- 観光振興施策の効果的な展開に向けて、北区の観光振興の方向性や具体策を明らかにした北区観光振興プランをもとに、関係機関、団体等の連携を強化し、観光事業推進の中核を担う（仮称）北区観光協会の設立及び活動を支援します。あわせて観光事業への区民の参画を促進し「区民が主役」の観光振興を推進します。
- 鉄道を北区の貴重な観光資源として改めて認識し、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図ります。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。
- 北区の文化資源や地域特性を生かして、北区らしい個性的な文化芸術の創造を一層推進するとともに、これまでの文化芸術をさらに発展・継承します。また、芸術家や文化芸術団体等の創造的活動が活発に行えるような環境を整備します。
- 地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化、伝統芸能など特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこしなどに生かしていく活動を支援します。
- 地域の文化資源の活用や芸術家の交流活動の促進など、魅力的な文化芸術が創造される

環境づくりに、ハード・ソフト両面から取り組みます。

- 区民や企業が、文化芸術活動に対して資金援助など様々な支援をしやすい体制づくりを検討します。
- 北区の文化芸術振興の指針となる「文化芸術振興ビジョン」の見直しを検討します。
- 公共施設など既存の施設が、区民の文化芸術活動に一層活用されるよう、機能を高めるとともに使いやすさを向上させていきます。
- 新たに整備した文化芸術活動拠点（ココキタ）を核として、芸術家や文化団体等の活動紹介やイベント開催案内など、文化芸術にかかわる多様な情報を収集するとともに、区民や芸術家をめざす若者など様々な世代へ向けた情報発信を行い、区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進、ネットワークの充実に努めます。

<具体的な施策>

①（仮称）北区観光協会の設立

区民、事業者と一体となって北区の観光資源や魅力を発信する体制を構築するため、（仮称）北区観光協会を設立するとともに、「（仮称）観光ステーション」を設置します。

②鉄道のまち北区プロジェクト

観光資源としての鉄道の魅力を広く発信するため、関係団体と連携しながら、ターゲット別ビューマップの作成・写真コンテスト等を行います。また、鉄道の面影を残した遊歩道の整備にあわせて、記念モニュメント等の設置による情報発信を行います。

③千客万来 外国人向け観光情報発信事業

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、外国人に北区の魅力を発信し、北区への来訪を促進するため、外国人目線による北区の魅力の掘り起しのうえ、ガイド情報誌の発行等を行います。

④地域で受け継ぐ文化芸術の創造 【地方創生先行型事業】

地域に受け継がれてきた伝統文化や特性を生かした北区らしい文化芸術の創造を推進するため、「北区文化芸術振興ビジョン」の改定にあわせ、芸術家や文化団体等が活発に活動できる環境づくりや新たな支援策に取り組みます。また、田端文士村記念館や（仮称）彫刻アトリエ館等、文化芸術施設のさらなる活用を図ります。

⑤文化芸術の「卵」育成事業

新たに整備した文化芸術活動拠点（ココキタ）を活用して、文化芸術分野のより高いステージをめざす中学生・高校生を含めた若手アーティストの文化芸術活動を支援するとともに、若手アーティストや文化芸術団体、地域との交流を促進するためのイ

ベント等を実施します。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
（仮称）北区観光協会の設立	設立準備	設立
鉄道の面影を残した記念モニュメント等の設置	検討	設置
田端文士村記念館の入館者数 （年間）	11,548 人	13,500 人
文化芸術活動拠点（ココキタ） の平均稼働率	37% （平成 27 年 9 月末）	60%

施策の方向（4） 北区の個性や魅力の発信

○区は、区民とともに、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するため、シティプロモーション方針の策定及び区内推進体制の整備等を行います。

○ルートニーマルニーマルROUTE2020^{（株）}トレセン通りに関連した様々な事業を展開することにより、「トップアスリートのまち・北区」をPRします。

○ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターをはじめ、区内にあるオリンピック・パラリンピック関係施設を広くPRするための案内板などの整備を行います。

<具体的な施策>

①「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト

ナショナルトレーニングセンターをはじめ、北区にあるオリンピック・パラリンピック関連施設等をPRするため、ルートニーマルニーマルROUTE2020^{（株）}トレセン通りのデコレーション、選手の手形、オリンピック・パラリンピックの歴史等のモニュメント設置を進めるとともに、区内の連携を強化して取り組むためリレーションシップ協議会を設置し、「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信します。

②シティプロモーションの推進

区民が地域に対する魅力の認識や地域への誇り・愛着を持つとともに、通勤通学圏内の子育てファミリー層・若年層が北区に住み、また、住み続けることを目的として、北区の個性と魅力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信します。

③「ルートニューマルニューマルROUTE2020 トレセン通り」整備の推進

「ルートニューマルニューマルROUTE2020 トレセン通り」の景観をシンボルの街並みとして創出するため、関係機関と連携して該当道路の整備を推進します。また、ナショナルトレーニングセンター周辺の外構照明設置に向けた構造・デザインの検討を行います。

④ブランドメッセージのPR

子育てファミリー層や若年層へ住み良い北区をアピールするため、北区シティプロモーション方針によって設定する「ブランドメッセージ」を発信します。

⑤（仮称）東洋大学情報連携学部ウェルカムイベント

平成29年4月に東洋大学情報連携学部情報連携学科（仮称）が旧赤羽台中学校跡地に開設されることから、東洋大学との連携で記念イベントを開催します。

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （平成26年度末）	目標値 （平成31年度末）
「トップアスリートのまち・北区」のPR		
総合案内サイン設置数	1枚	2枚
PRサイン設置数	—	10枚
パブリシティ獲得掲載率	64%	現状値より増加を目指す
北区シティプロモーション方針	検討	策定
ブランドメッセージ認知度	—	向上

基本目標Ⅴ 他自治体と共に発展できる取り組みを進める

北区も含め、東京都、国全体として人口減少という課題解決に取り組むためには、他自治体と共に栄えていくことが不可欠です。国や東京都、他区市町村との連携・協力を推進するとともに、首都東京の自治体として他自治体との友好関係を築き、相互発展や共存共栄を図ります。

<数値目標>

目標指標	現状値 (平成 26 年度末)	目標値 (平成 31 年度末)
他自治体と連携した事業数 (年間)	11 事業	16 事業
新たに連携を始めた自治体数	—	5 団体

施策の方向 (1) 他自治体との連携・協力・交流

- 災害時の相互応援態勢の整備など、区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対して、周辺自治体、東京都、国との連携・協力を推進します。
- 地域活性化と相互発展をめざして、国内友好都市をはじめ、他自治体との交流を促進するとともに、新たな友好都市交流協定の締結に向けた検討を行います。

<具体的な施策>

①防災協定の締結

災害発生時において、他自治体との円滑な協力体制を構築できるよう、災害時に相互に協力するための協定を締結します。

②友好都市交流協定の締結

相互の理解と信頼を深め、両都市における地域の活性化と発展をめざして、国内の新たな自治体と災害時における相互応援体制の整備をはじめ、文化、教育、産業、スポーツなど、様々な交流事業を推進し、友好都市に関する協定を締結します。

③特別区全国連携プロジェクトによる他自治体との交流

全国の各地域の活性化やまちの元気につながる取り組みを展開する「特別区全国連携プロジェクト」により、産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野での新たな連携を模索しながら、東京を含む各地域の活性化やまちの元気につながるような取り組み

みを展開します。

④他都市との新たな連携・交流の推進

他自治体と協力して相互に発展していくために、北区と交流のある自治体が集まり、今後の自治体連携・交流のあり方や課題等を話し合う研究会を設置し、検討を進めながら、それぞれの都市が持つ魅力や地域資源を生かして、人やモノが相互に交流・循環できる新たな連携・交流事業を推進します。

＜事業化に向けて検討を要するもの＞

●他自治体が実施する地方創生の取り組みへの協力

他自治体が実施する地方創生の取り組みに対して、実施会場の貸し出しや情報提供などへの協力を行います。

重要業績評価指標（K P I）	現状値 （平成 26 年度末）	目標値 （平成 31 年度末）
自治体との防災協定締結	6 団体	11 団体
友好都市交流協定	3 団体	4 団体
他自治体と連携した事業数 （年間）	11 事業	16 事業
新たに連携を始めた自治体数	—	5 団体

5. 推進組織の構築と客観的な効果検証の実施

北区版総合戦略の策定にあたっては、学識経験者や各界代表、公募区民で構成する策定検討会を設置し、議論を重ねてきました。

今後、総合戦略に位置づけた具体的な施策を着実に推進していくためには、区民をはじめとして、産業界や他の行政機関、大学、金融機関などと連携・協力しながら取り組む必要があり、そのための推進組織を構築していくことが不可欠です。

また、基本目標に係る数値目標や具体的な施策において設定した重要業績成果指標（KPI）の達成度により、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクルの確立が重要となります。

そのため、「総合戦略推進会議」を設置し、総合戦略に掲げる施策の効果検証や総合戦略の改定に係る検討を行います。

6. 北区版総合戦略の改定

北区版総合戦略の改定については、総合戦略推進会議による効果検証に加え、区民や区議会の意見を踏まえながら、区の総合計画として策定している基本計画や中期計画の改定にあわせ、必要に応じて行います。

北区まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年（2016年）3月発行

発 行 北 区

編 集 北区政策経営部企画課

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話 03（3908）1104（直通）

刊行物登録番号

27-1-120